

かわまた隆の活動報告

もっと咲け桜川市と市民自治

2026年1月 第20号



新年おめでとうございます。駿馬らしくは無理で「人間万時塞翁が馬」の気持ちで暮らしたいと考えています。
今号は、昨年11月末の第4回定例会での議論の中での身近な問題を取り上げます。皆さんにも考えて欲しいと願っています。

学校のLED化工事について

ご存じのように蛍光灯は水銀による環境汚染のため、2027年末に生産が終了します。このため、蛍光灯からLED化の工事が進んでいます。市内の学校10校もLED化の工事を行うとのことで、9月の議会で債務負担行為（事業費を10か年に分割して支払うので、後年度に支払い義務を定める予算）が議決されました。そして、11月末の議会で、契約議案（工事などで1.5億円以上の大きなものが対象）が審議されました。

※9月議会の債務負担行為についての文教委員会の質疑は極めて不十分。委員会の議事録が公開されたらご覧ください。

＜学校LED化工事の概要＞

- (1) 落札者（指名競争入札）：三井住友ファイナンス＆リース株式会社
- (2) 落札価格：1億47百万円（月額：1,226千円）
- (3) リース期間：10か年（120か月）・賃貸借契約であるが、割賦購入契約と同じ所有権移転ファイナンスリース契約（契約終了後は無償譲渡される）
- (4) リース契約の理由：
 - ①直接工事に比べ安価であること
 - ②財政負担を平準化できること
 - ③保守管理（含む修繕）を含むこと

＜事前に質問事項と資料を要求しました＞

9月の議会では、予算である「債務負担行為」（「小中義務教育学校照明LED構築及び賃貸借163,562千円」）が議決されていました。しかし、筑西市で、公共施設106か所のLED化工事リース契約の「債務負担行為（7.5億円）」の予算が賛否同数となり、議長裁決でこれを削除する修正がなされていましたので、今までにない高い関心を集めました。

私は議論を深めるために、「地元業者による見積書と今回のリース契約との比較表」などの資料を要求しました。

＜全員協議会で配布された説明資料によれば＞

- (1) 地元業者の場合、リース会社に比べ、約2倍の金額となっていること。
- (2) リース会社は民間の取引相場、地元業者は公共工事で算出されたとの説明。
- (3) 工事関係書類の作成がリース会社は節約できること。
- (4) 仕様書において、市内業者を積極的に活用することにしていること。
- (5) LED製品は国内メーカーとしていること。

リース会社（A社）と地元2社（大和小・大国小工事の単純平均）の比較（税抜き）

単位：千円

会社区分	材料費	施工費	リース費／諸経費	計
A 社	4,235	4,535	2,456（リース費）	11,226（50.4%）
地元2社	6,756	11,665	3,863（諸経費）	22,284（100%）

＜市民不在の全員協議会での質疑となる＞

資料の配布、質疑は、本会議ではなく、傍聴者のいない全員協議会で行われました。これは議員が自ら議会を否定するのですが、重要な案件は必ず、市民が見られない場で行なうことが慣例のようです。地元業者が参入できるか等の質問はありましたか、余りの価格差に正直ビックリです。大塚市長は、「これは＜野丁場＞の仕事でなければ、できない単価だ。値段が高くともいいならば、やり直す」と、議員に判断を迫りました（傍聴者のいないところではいつも元気ですね）。

本会議での議案反対は私一人です、他は全員賛成。賛成討論は、「早く工事に着手しないと物価が上がるから」というものです。

※野丁場：私は知らないので調べると建築用語、町丁場からの見下した表現との解説です。

＜私の反対理由は＞

- (1) この契約では地元業者の参入は努力義務だ。採算割れ価格では意味がない。
- (2) リース方式でよいから、総合評価入札方式や地元業者とのJV方式でやり直し、総合評価で地元業者参画の評点を高くするなど、地元業者が適正な価格で参画できる保障を入札条件に入れるべきだ。
- (3) 全国大手のリース会社が、地元中小業者の仕事分野に参入すると地元業者はつぶれる。採算割れの下請け化が進むと、うまい汁は東京（本社）に吸い上げられ、地域経済が循環できなくなる。

概ね、このようなものです。地産地消、地元優先は、多少、価格が高くなってしまっても、地元にお金が投下され（需要の喚起）、地元に雇用が生まれ、地域経済が循環することで、結果として、地域にとって得になる仕組みと理解しています。電気工事や工務店、給排水、ガス、建具店など、地域社会を支えている地元の事業者に対しては、地方自治体の政策配慮による公正な調達（物品購入や工事など）が必要と考えています。

皆さんは、どのように考えますか。

※全員協議会での配布資料は、私のHPで掲載しています。

生涯学習センター・さくらすの使い勝手について

さくらすの施設面での満足度は52.5%との掲示があります。サービス事業は100%という意見も。使いづらさが議会でも取り上げられました。私は図書機能など従来から質問してきました。利用者に問題点を聴きましたので、今後のあり方を含め提案します。大切なことは、市民である利用者がつくっていく施設という共通の理解だと思います。

<見聞している使い悪さの事例>

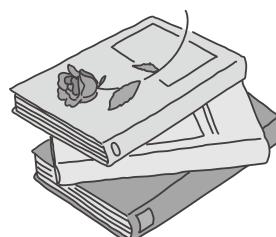
- ① 1F会議室、2Fスタジオにカーテンがなく丸見え。じろじろ見られている感じ。
- ② 調理コーナーにレンジフードがない。煙、臭いの出る調理は禁止？
- ③ 和室は畳敷きでなく敷物が安定しない。床の間はあっても炉が切ってなく茶道等に使えない。
- ④ 正規の情報コーナーがない。他の文化施設、市民活動のチラシ等が置けない。
- ⑤ 運営上の対応が杓子定規。足りない1、2個の机、イスは倉庫から補充できないか。
- ⑥ その他ありますが省略します。

<事前の利用者要望・意見と設計思想（コンセプト）は>

公民館と図書館の目的は類似していますが、機能面では対立する点もあり一体化は難しいところがあります。公民館と図書館を「融合」させた新たな学習スタイルが設計コンセプトのようですが、利用者から事前に意見・要望を頂いたのでしょうか。手元には4年3月の「基本設計ワークショップ報告書」がありますが、設計コンセプトに市民要望が反映されたのかは、定かではありません。むしろ、基本設計に合わせた使い方を市民から聞くという形式です。設計者を企画提案型で募り、佐藤総合計画を選定したこと、時間がないから、「設計、施工一体」で急げや急げとばかりに、市役所と設計者の都合を優先したというのが、私の印象です。設計者が自分の好みに合わせて設計したという人もいます。これらが許された背景や経過は「活動報告2号・22年2月、5号・22年8月」で指摘しておきました。

<市民・利用者がつくる施設という共通の理解が大切です>

指定管理者の努力は認めます。指定管理者の図書館流通センターの谷一社長も開館のあいさつで、「今から、市民の皆さんと一緒につくるのだ」と言っています。オープン後2年となり、具体的な問題点が明らかになりました。この機会に、ワークショップ参加者、そして、今の利用者・利用団体、図書館運営協議会、運営評価委員会に呼びかけて、「振り返りワークショップ」をすべきではないでしょうか。この話し合いの内容を公開し、さらに利用者の指摘をまとめ、具体的な改善点を整理すべきです。桜川市は、時間とそれなりの経費をかけて、改善していくべきです。



追加すると、行政資料が全くありません。まずは、合併後の市議会配布資料の全部を閲覧できるようにすべきです。図書館法第3条「図書館奉仕」の冒頭に、「地方行政資料」を挙げていることをよくよく考えて欲しいものです。私は議会で何度かお願ひしています。

これらは、真壁伝承館、羽黒農村改善センターなど、全ての市民の利用施設にいえる共通の課題だと思います。

大和中央公民館は休館延長に

この1月に再開のはずでしたが、庁内協議の検討がまとまらず、休館の延長です。大和地区的皆さんの強い存続要望がない限り、廃止の意向です。昭和56年の建設。笠間市中央公民館は57年建設で改修もされ利用も盛んです。この差はどこからくるのでしょうか。

クラセル桜川・加波山市場への営利企業の従事許可について

クラセル桜川、これは市出資の株式会社です。営利企業へ市職員の兼職は市長の許可が必要です。そして、地方公務員法では相反する利害関係にある職員の許可是裁量権の逸脱となり、許可してはならないとしています。しかし、令和4年8月から6年度まで、ヤマザクラ課の管理職に対して、執行役員として許可を出しています。1500万円の補助金に課長として押印しながら、「最終決定者でないからよいのだ」と答えています。これでは市長以外はみんな許可となりますね。利害関係にあれば、兼職先に手心を加える、都合のよいような便宜を図る。だから、兼職（営利企業への従事）は許可してはいけないです。この時の5年3月31日に不正請求（=市は誤請求という）2,976千円が起こっています。偶然ではないのです。

住民訴訟で、まず39千円が返還されました

私が起こしている住民訴訟（令和4年度・農林課の農産品プロモーション事業でクラセル桜川から購入した米などが、流用されている件）で、農林課は4,770kg 1,339千円の米を購入しました。このうち、4,630kg (926件) は、クラセル桜川が地方税法の趣旨に反し、「ふるさと納税のPR品として同封した」と認めていますが、140kgは使途不明でした。140kg・39千円は、クラセル桜川の不当利得になりかねないと被告側の判断もあってか、裁判結果を待たず返還されました。議会答弁では、「道義的な判断」だそうです。訴訟の総額は4,166千円です。民衆訴訟でありながら、民事事件のため、皆さんに公開できずWEBでの公判前整理の手続きを月一回ペースで進めています。そろそろ、大詰めです。一度、整理して報告いたします。

市政報告・意見交換会

**2月1日(日)午後1時30分～ 生涯学習センター「さくらす」3F
スタジオ3**

榎戸前議員（090-2481-6059）と、市議会等の報告のほか、市政の課題、市民の皆さんからの提案など、気楽な雰囲気で話し合いをしたいと考えています。是非、ご参加下さい。
満車の時は、市役所・岩瀬庁舎駐車場が使用できます。

〒309-1231 桜川市本木1448 川股 隆
E-mail : kawamata27takashi@gmail.com
電 話 : 0296-58-7034
H P : kawamata-takashi.sakuraweb.com



かわまた隆
公式サイト



※このチラシは再生紙を使用しています